

## (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における木材の供給に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が愛媛県森林組合連合会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

## (対象とする木材)

第2条 この協定において木材とは、災害時において次の用途に使用する木材をいう。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅に使用する木材
- (2) 土木工事用資材として使用する木材
- (3) 被災した住宅や庁舎等の復旧に使用する木材
- (4) その他の木材（原木として加工に供する丸太等）

## (協力要請)

第3条 甲は、災害時における木材の確保を図るため、必要があると判断したときは、乙に対し、指定する者への木材の供給を要請するものとする。

## (協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、所属する組合の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

## (木材供給)

第5条 乙及び乙に所属する組合は、甲の指定する者に木材供給を行うものとする。

## (措置状況の報告)

第6条 乙は、第3条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、措置状況について甲に報告するものとする。

## (費用の負担)

第7条 乙及び乙に所属する組合が甲の要請を受けて行う木材の供給に要した費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、木材の供給を受けた者が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正な価格とする。

## (名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に所属する組合の名簿を1年に1回甲に提供するものとし、担当者又は組合に異動があったときは、その都度甲に報告

するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成25年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年2月6日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知 事

中村 特



乙 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1  
愛媛県森林組合連合会

代表理事会長

高山 康



## 12-7 災害時における木材の供給に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における木材の供給に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が社団法人愛媛県木材協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする木材)

第2条 この協定において木材とは、災害時において次の用途に使用する木材をいう。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅に使用する木材
- (2) 土木工事用資材として使用する木材
- (3) 被災した住宅や庁舎等の復旧に使用する木材
- (4) その他の木材（原木として加工に供する丸太等）

### (協力要請)

第3条 甲は、災害時における木材の確保を図るため、必要があると判断したときは、乙に対し、指定する者への木材の供給を要請するものとする。

### (協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、所属する会員の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

### (木材供給)

第5条 乙の会員は、甲の指定する者に木材供給を行うものとする。

### (措置状況の報告)

第6条 乙は、第3条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、措置状況について甲に報告するものとする。

### (費用の負担)

第7条 乙の会員が甲の要請を受けて行う木材の供給に要した費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、木材の供給を受けた者が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正な価格とする。

(名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙の会員の名簿を1年に1回甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成25年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年2月6日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知 事

中村 時本



乙 愛媛県松山市本町七丁目2番地  
社団法人愛媛県木材協会

会 長

井 関 和 彦



## 12-8 災害時におけるテントの供給等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という）と愛媛レンタルテント協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）におけるテントの供給、設営、供用及び撤収（以下「テントの供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時のテントの供給等に関し、甲が乙に対して協力を要請するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、テントの供給等の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、様式1により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）テントの供給等を必要とする場所及び期間
- （3）その他参考となる事項

2 市町（独自に乙と協定を締結している市町を除く。）がテントの供給等を必要とするときは、市町の要請に基づき、甲は乙に対し、市町に代わって前項の規定による要請を行うことができる。

3 乙は、甲から前二項の規定に基づく要請があったときは、可能な限り協力し、テントの供給等を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請に対し、速やかに次に掲げる事項を決定し、様式2により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）テントの供給等を行う事業者の名称、担当者の氏名及び連絡先（対応できる事業者がないときはその旨）
- （2）供給するテントの種類及び数量
- （3）テントの設営の完了予定日時
- （4）その他参考となる事項

（実施状況の報告）

第4条 乙は、本協定に基づくテントの設営が完了し、供用を開始できる状態となったとき、及び供用終了後、テントの撤収を完了したときは、甲に対し報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施したテントの供給等の費用は、甲又は甲に要請した市町が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な単価により算出した人件費相当額に、燃料費及び食料費の実費相当額を加えた金額を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲に要請した市町から支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第6条 乙は、テントの供給等の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第7条 本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」

と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、乙又は当該従事者が締結した損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(関係市町との連絡)

第8条 本協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町との連絡調整は、原則として甲が実施する。

(担当窓口の報告等)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名、連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月22日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時広

松山市来住町1178番地5

乙 愛媛レンタルテント協同組合

代表理事 宮道 享

様式1（第2条関係）

第 年 月 日  
号

愛媛レンタルテント協同組合  
代表理事 様

愛媛県知事



災害時におけるテントの供給等に係る協力要請について

このことについて、災害時におけるテントの供給等に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり貴団体による協力を要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する事由

2 テントの供給等を必要とする場所及び期間

場 所	期 間

3 その他参考となる事項

愛媛県知事 様

愛媛レンタルテント協同組合  
代表理事 印

災害時におけるテントの供給等に係る報告について

このことについて、災害時におけるテントの供給等に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 テントの供給等を行う者の名称等

事業者名称	担当者氏名	連絡先

2 供給するテントの種類及び数量

テントの種類	数量

3 テントの設営の完了予定日時

4 その他参考となる事項

# 12-9 都市公園現況表（都市計画区域）（都市整備課）

（令和3年3月31日）

市町村名	都市計画 区域人口 (千人)	都市計画 区域面積 (ha)	1人当り 公園面積 (㎡/人)	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園				特殊公園								国営公園		緩衝緑地		都市緑地		都市林		広場公園		緑道		都市公園合計					
				街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		レクリエーション都市		風致公園		動植物公園		歴史公園		墓園		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
				箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)				
合計	1,199	132,467.20	12.94	347	74.65	47	62.03	24	128.08	21	430.73	8	157.81	1	78.00	3	218.09	12	205.01	1	8.64	7	20.00	3	21.54	0	0.00	3	9.70	131	133.68	0	0.00	9	2.67	1	1.37	618	1,552.00				
松山市	498	21,447.00	7.90	202	41.86	14	13.55	1	6.97	4	170.85	1	37.86	0	38.76	0	0.00	3	32.73	0	0.00	1	0.48	0	0.00	0	0.00	1	0.40	105	49.73	0	0.00	0	0.00	0	0.00	332	393.19				
今治市	130	14,662.10	13.74	56	12.64	6	7.36	7	32.08	4	74.87	1	7.64	0	0.00	0	0.00	1	4.82	1	8.64	2	8.01	1	12.77	0	0.00	0	0.00	9	8.14	0	0.00	2	1.62	0	0.00	90	178.59				
宇和島市	55	13,900.69	35.55	8	1.87	5	5.62	2	4.90	1	4.33	1	27.94	0	0.00	1	72.02	1	70.35	0	0.00	2	8.51	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	21	195.54				
八幡浜市	27	7,640.00	4.72	1	0.28	1	1.64	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	9.20	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.62	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	12.74				
新居浜市	120	10,004.00	11.91	15	4.34	5	6.07	0	0.00	1	10.10	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	76.39	0	0.00	1	0.60	1	5.50	0	0.00	0	0.00	2	39.36	0	0.00	2	0.61	0	0.00	30	142.97				
西条市	106	17,760.00	10.29	24	5.80	6	10.17	3	13.65	2	33.26	2	33.65	0	0.00	0	0.00	1	1.08	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	9.30	5	0.78	0	0.00	0	0.00	1	1.37	46	109.06				
大洲市	32	4,296.00	35.57	1	0.08	2	2.66	3	24.78	1	44.96	1	27.27	0	0.00	0	0.00	1	0.93	0	0.00	1	2.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	10.74	0	0.00	0	0.00	0	0.00	11	113.82				
伊予市	27	3,041.00	10.06	3	0.62	0	0.00	1	3.70	1	13.33	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	9.51	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	27.16				
四国中央市	83	13,612.00	7.03	8	1.31	3	6.78	2	12.68	2	20.42	1	13.45	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	3.27	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	0.44	0	0.00	22	58.35				
西予市	24	7,088.00	14.62	1	0.17	2	2.50	2	11.44	2	20.97	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	35.08				
東温市	29	2,380.00	12.12	15	2.75	0	0.00	0	0.00	1	14.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	18.23	0	0.00	0	0.00	0	0.00	22	35.14				
久万高原町	4	4,325.31	39.13	0	0.00	0	0.00	1	5.97	1	9.68	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	15.65				
松前町	31	2,041.00	4.67	8	1.95	2	4.24	1	4.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	3.90	0	0.00	0	0.00	0	0.00	12	14.49						
砥部町	8	630.00	49.05	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	39.24	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	39.24				
内子町	9	978.00	20.42	4	0.87	0	0.00	1	7.51	0	0.00	1	10.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	18.38				
鬼北町	5	2,687.00	32.84	0	0.00	1	1.44	0	0.00	1	13.80	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.18	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	16.42						
愛南町	11	5,975.10	132.89	1	0.11	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	146.07	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	146.18						

## 12-10 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

### 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害時における愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の招集に関し、愛媛県（以下「甲」という。）が、愛媛県地域防災計画に基づき、社団法人愛媛県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士のうち県及び市町村等の職員を除く民間の判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請を文書で行うものとするが、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合においては、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(県への報告)

第4条 乙は、要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

第5条 甲は、判定士の登録者名簿を乙に交付するとともに、新規登録、更新又は登録事項の変更があった場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。

2 乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して甲の要請内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡網」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

3 平常時の準備、及び地震災害時の活動等は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

4 乙は、年度当初に甲に対して連絡網を報告するものとする。

(訓練)

第6条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年 9月14日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県  
愛媛県知事 加戸 守行

乙 愛媛県松山市二番町4丁目1番地5号  
社団法人愛媛県建築士会  
会 長 濱本 貞雄

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書第7条の規定に基づき  
必要な事項を定める件

平成16年9月14日付けで締結した愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関し必要な事項として次のことを定める。

第1条 市町の長は、災害対策本部や避難所等の防災対策に必要な施設の判定を行う場合  
その他緊急を要する場合、甲に代わり、判定士の招集について乙に協力を要請すること  
ができる。

第2条 前条の規定により市町の長が乙に協力を要請する場合、協定書第3条及び第4条  
の規定を準用する。この場合において、協定書第3条及び第4条中「甲」とあるのは、「当  
該市町の長」と読み替えるものとする。

平成26年10月6日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市二番町4丁目1番地5号  
公益社団法人愛媛県建築士会

会長 寺尾 保仁

## 12-11 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、風水害、地震、津波等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、愛媛県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時的確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

### （住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

### （職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

### （住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

### （周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲が施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、平成28年2月29日から適用する。なお、愛媛県知事と住宅金融公庫四国支店長との間で締結した平成16年2月9日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年2月29日

甲 愛媛県  
愛媛県知事 中村 時広

乙 独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 加藤 利男

## 12-12 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定①

愛媛県（以下「甲」という。）及び公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

### （甲の役割）

第4条 甲は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 賃貸型応急住宅の借上げに関すること
- 三 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 賃貸型応急住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### （乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- 二 賃貸型応急住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲からの委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、令和2年3月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月16日

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

甲 愛媛県

愛媛県知事

愛媛県松山市平和通六丁目5-1

乙 公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会

会 長

## 12-12 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定②

愛媛県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

### （甲の役割）

第4条 甲は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 賃貸型応急住宅の借上げに関すること
- 三 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 賃貸型応急住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### （乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- 二 賃貸型応急住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲からの委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、令和2年3月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月16日

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

甲 愛媛県

愛媛県知事

愛媛県松山市小坂二丁目6番34号

乙 公益社団法人 全日本不動産協会愛媛県本部

本部長

## 12-13 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書（防災危機管理課）

（目的）

第1条 愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションの設置）

第2条 甲は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、愛媛県内に所在する乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下併せて「店舗」という。）に対し支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報等、ラジオ等で知った通行可能な道路等に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。

ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 乙は支援ステーション協力店舗の取組みについて広く住民へ周知を図るとともに、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を店舗前面の利用者の見やすい位置に掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第5条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月24日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県  
知 事

東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー  
乙 株式会社ローソン  
代表取締役社長

(注)1 同様の協定を以下の8社と締結している。

2 (株)オートボックスセブンについては、第3条第1項第2号から第5号を、次のとおりとする。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、ラジオの音声による災害関連情報を提供するとともに、地図等による道路情報及び近隣の避難場所に関する情報を提供すること。

(3) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

(4) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、充電機の使用による携帯電話の充電を行わせること。

(5) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、使用済みのダンボール等を提供すること。

3 (株)ダスキンについては、第2条第1項中「乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗」を、「乙が直営する及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されているミスタードーナツ店舗」と読み替えることとする。

会社名	協定締結年月日
(株)デイリーヤマザキ	平成23年10月24日
ミニストップ(株)	平成23年10月24日
(株)ポプラ	平成23年10月24日
(株)モスフードサービス	平成23年10月24日
(株)吉野家	平成23年10月24日
(株)壱番屋	平成23年10月24日
(株)オートボックスセブン	平成23年10月24日
(株)ダスキン	平成24年11月1日

## 12-14 災害時における被災者への支援活動に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者への支援活動に関する協定を締結する。

### （主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、災害時に次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1） 乙の所有または管理する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。
  - （2） 乙の店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
  - （3） 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害関連情報を可能な範囲で提供すること。
  - （4） 乙の店舗において、被災者に対し、食料・生活物資等を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任者の報告）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

### （費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

### （協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示

がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年8月21日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県  
知事 中村時広

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

乙 イオンリテール株式会社 中四国カンパニー  
支社長 末次綱三

別紙

連絡責任者名簿

平成 年 月 日現在

防災活動協力に関する協定書

【愛媛県】

1 連絡責任者

〒、住所	
部 課 名	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
携 帯		
T E L		
E-mail		

【イオンリテール株式会社】

1 連絡責任者

〒、住所	
部 課 名	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目		
役職・氏名		
携 帯		
T E L		
E-mail		

## 12-15 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（防災危機管理課）

### （目的）

第1条 愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、地震等の発生時（以下「災害時」という。）に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置などについて、必要な事項を定めるため、この協定を締結するものとする。

### （対象店舗）

第2条 甲は、乙が、直営店方式又はフランチャイズ方式による年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下「セブン-イレブン店」という。）を展開し、フランチャイズ方式においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン-イレブン店を経営していることを理解するものとする。

2 この協定は、愛媛県内における乙の直営店、及びオーナーが経営する店舗のうち支援ステーションの設置に賛同し、第4条各号の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「対象店舗」という。）を対象とするものとする。

### （支援ステーションの設置）

第3条 甲は、災害時に、乙に対し、支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、オーナーに対し、最大限の努力をもって支援ステーションの設置を推奨するものとする。

3 乙は、セブン-イレブン店ごとの支援ステーションの設置の可否について、甲に情報提供するものとする。

### （支援の内容）

第4条 甲は、乙に対し、災害時に、対象店舗が次の各号に掲げる協力を支援ステーションとして実施することを要請することができるものとする。

(1) 対象店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 対象店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

### （支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、前条に規定する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、対象店舗に対し、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援

を実施することを求めることができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 乙は、対象店舗に対し、住民に対する支援ステーションとしての取組みの周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」(以下「本件ステッカー」という。)の掲出を求めるものとする。

2 甲は、対象店舗へ掲出中の本件ステッカーの劣化等を鑑みて、毎年2月1日までに、本件ステッカーの次年度の更新数を乙に確認し、必要数を提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 本件ステッカーを作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれかがこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月 9日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県知事 中 村 時 広

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長 井 阪 隆 一

## 12-16 防火地域及び準防火地域の決定状況（都市計画課）

### (1) 防火地域決定状況（令和4年3月31日現在）

都市計画区域名	都 市 名	面積 (ha)	当初決定		最終変更	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号
松山広域	松山市	77.7	S27.11.10	建告第1377号	R1.6.24	市告第 276号
今治広域	今治市	7.1	S35.12.9	建告第2604号	S37.8.10	建告第1950号
合 計	2市	84.8				

### (2) 準防火地域決定状況（令和4年3月31日現在）

都市計画区域名	都 市 名	面積 (ha)	当初決定		最終変更	
			年月日	告示番号	年月日	告示番号
松山広域	松山市	915.8	S24.10.13	建告第 847号	R1.6.24	市告第 276号
	伊予市	5.8	H28.2.29	市告第 29号		
今治広域	今治市	152.0	S24.10.13	建告第 849号	H8.5.31	市告第 91号
新 居 浜	新居浜市	114.0	S26.5.23	建告第 434号		
西 条	西条市	40.0	S43.10.23	建告第3174号	H21.1.13	市告第 7号
四国中央	四国中央市	70.7	H6.2.1	市告第1号(旧川之江)	H27.7.3	市告第 116号
			H4.4.1	市告第44号(旧伊予三島)		
八 幡 浜	八幡浜市	52.7	S47.8.1	市告第 33号	S57.2.23	市告第 11号
宇 和 島	宇和島市	85.0	S24.10.13	建告第 848号	H9.12.24	市告第 46号
合 計	8市	1,436.0				

## 1 2 - 1 7 愛媛県被災宅地危険度判定協議会規約（都市計画課）

（目的）

第1条 本会は、大規模な地震等により被災した宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、県と市町相互の連絡・支援体制など被災宅地危険度判定制度を整備することにより、被災時における住民の安全を確保することを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、愛媛県被災宅地危険度判定協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（所管事務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 被災宅地危険度判定の実施に関する事
- (2) 被災宅地危険度判定に使用する資機材の備蓄に関する事
- (3) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関する事
- (4) 調査、研究及び情報収集に関する事
- (5) 地元住民への周知に関する事
- (6) その他目的達成に必要な事項に関する事

（構成）

第4条 協議会は、愛媛県及び県内の市町で構成する。

2 協議会の委員は、被災宅地危険度判定の担当課長とする。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会長は、愛媛県土木部道路都市局都市計画課長とし、副会長は、委員の中から会長が選任する。

（総会の招集等）

第6条 総会は委員をもって組織する。

- 2 総会は毎年度1回開催するほか、会長が必要に応じ招集する。
- 3 総会は、書面によって表決する総会とすることができる。
- 4 総会の議長は会長が務める。

（総会の権能）

第7条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約及び要綱の制定並びに改正
- (2) 事業計画
- (3) その他協議会運営に関する重要な事項

（定足数及び議決の方法）

第8条 総会は委員の過半数の出席により成立する。

- 2 総会の議事は出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 書面によって表決する総会においては、表決した委員は、総会に出席したものとみ

なす。

(特別決議)

第9条 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前条第2項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(1) 規約及び要綱の制定並びに改正

(2) 協議会の解散

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市計画課に置く。

(負担金)

第12条 委員は、協議会の運営に必要な費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成16年2月19日から施行する。
- 2 この規約は、平成16年8月2日から施行する。
- 3 この規約は、平成16年12月8日から施行する。
- 4 この規約は、平成17年4月25日から施行する。
- 5 この規約は、平成17年9月7日から施行する。
- 6 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

## 12-18 愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱（都市計画課）

愛媛県被災宅地危険度判定協議会

### （目的）

第1条 この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し又は軽減して住民の安全の確保を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 被災宅地危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、愛媛県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき登録した者をいう。

### （事前準備）

第3条 県は、被災宅地危険度判定に関し、県内の市町、関係団体等との調整を行うとともに、国土交通省、他の都道府県等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施を支援する体制を整備する。

- 2 市町は、被災宅地危険度判定を円滑に実施することができる体制を整備する。
- 3 県及び市町は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

### （被災宅地危険度判定の責任体制等）

第4条 この要綱による被災宅地危険度判定は、被災した市町が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町は、当該宅地判定士が実施する被災宅地危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 宅地判定士の派遣を要請した市町及び県は、原則として、被災宅地危険度判定の実施に係る経費を負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町及び都道府県と十分協議するものとする。

### （被災宅地危険度判定の実施）

第5条 市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは被災

宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、宅地判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。

2 市町は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を県に要請することができる。その場合、県は、宅地判定士に協力を要請する等の措置を講じる。

(被災宅地危険度判定結果の表示等)

第6条 市町は、二次災害を防止し、又は軽減するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の措置を講じる。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第7条 県は、市町から第5条第2項の規定による要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、国土交通省、他の都道府県等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県及び市町は、被災宅地危険度判定に必要な資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第9条 県は、他の都道府県から被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請された場合には、宅地判定士の派遣等の措置を講じる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県被災宅地危険度判定協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月19日から施行する。

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

## 12-19 災害時の動物救護活動に関する協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における動物の救護活動の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 救護活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を救護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う日時
- (4) その他必要な事項

（動物救護活動の場所）

第5条 乙は、甲もしくは乙が設置する被災動物救護センター、市町が開設する避難所又は甲が適当と認める施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第6条 甲が乙に協力を要請する動物救護活動の内容は次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物への応急手当に関すること
- (2) 被災動物の一時保管に関すること
- (3) 被災動物にかかる情報提供に関すること
- (4) 動物救護施設の管理運営に関すること
- (5) 施設、設備及び物資の提供その他必要な災害応急業務に関すること

（連絡体制）

第7条 この協定の運用等に関しての連絡窓口は、甲にあつては保健福祉部健康衛生局薬務衛生課、乙にあつては乙の事務局とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(動物救護活動の履行)

第8条 甲及び乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するため、適宜、情報交換を行うものとする。  
(費用負担)

第9条 甲は、可能な限り、乙が動物救護活動のために必要とする用地、施設、設備その他を提供する。

2 乙は、ボランティアの活用、寄附金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いるなどの方法で、経費を最小限にするよう努めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害補償については、乙と協議の上、補償するものとする。

(動物救護活動の停止)

第11条 乙は、救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲に対して救護活動の要請の解除を申し入れることができるものとする。

2 甲は、前項の申し入れがあった場合は、乙と協議の上、救護活動の要請を解除することができるものとする。

(活動の終了)

第12条 甲は、災害が終息し救護活動を継続する必要がないと認められる場合は、乙と協議して、救護活動を終了するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月13日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市三番町四丁目4-7  
乙 社団法人愛媛県獣医師会  
会長 寺町 光博

## 12-20 災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書

(建築住宅課)

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県地域防災計画（昭和38年8月2日策定。以下「県計画」という。）に基づく被災住宅の応急修理等（次条に掲げる災害応急対策業務をいう。以下同じ）に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が一般社団法人愛媛県中小建築業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における災害応急対策業務は次に掲げるものとする。

- 一 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理
- 二 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第1項第2号に規定する住居等に流入した土石等障害物の除去
- 三 前各号に必要なとなる建築資機材の調達及び建設業者の斡旋
- 四 住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等に関する建築相談

(協力要請)

第3条 甲（災害救助法第13条の規定に基づき、甲が応急修理等を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下次条から第6条まで同じ。）は、応急修理等に関して乙に協力を要請しようとするときは、住宅の被災状況、応急修理等の実施方針その他必要な事項を書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに、前項の書面を乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙及び乙の会員（以下「乙等」という。）は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

(応急修理等)

第5条 乙等は、甲の指示に従い応急修理等を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 乙等が応急修理等（第2条第1項第三号のうち建設業者の斡旋及び同条第四号を除く。）に要した費用（災害救助法施行細則別表1に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとし、支払いの方法は甲乙協議によるものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県土木部都市局建築住宅課とし、乙においては一般社団法人愛媛県中小建築業協会事務局とする。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(市町長協定との調整)

第9条 乙等が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成27年 5月19日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知 事 中 村 時 広

乙 愛媛県松山市勝山町二丁目3番地1  
一般社団法人愛媛県中小建築業協会

会 長 菊 池 完 二

## 12-21 大規模災害時における支援活動に関する協定書（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）及び愛媛県ビル管理協同組合（以下「丙」という。）は、地震等の大規模災害発生時における避難所等の建物清掃及び消毒等の環境衛生に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙及び丙に避難所等建築物の清掃及び消毒等の協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、「避難所等建築物」とは、地方公共団体が管理又は指定する災害時の避難所や資機材の備蓄場所など、災害応急上重要な施設をいう。

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるときは、又は市町（一部事務組合を含む。）から要請があったときは、次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について、乙及び丙に協力を要請することができるものとする。

（1）避難所等建築物の環境衛生に関する被害調査及び対処方法の甲に対する報告

（2）避難所等建築物の応急的措置

ア 清掃及び消毒等環境衛生の応急的措置（人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等）

イ その他甲が必要と認める業務

2 前項の甲の乙及び丙に対する要請は、避難所等建築物の対処方法等報告要請書（別記様式1）及び避難所等建築物の応急的措置要請書（別記様式2）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又はその他の方法をもって行うこととする。

3 乙及び丙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙及び丙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

- 5 乙及び丙は、第1項の要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。
- 6 乙及び丙は、協力業務を実施したときは、避難所等建築物の対処方法等報告書（別記様式3）及び避難所等建築物の応急的措置完了報告書（別記様式4）により甲に報告するものとする。

#### （費用の負担）

第4条 前条第1項第1号に規定する被害状況及び対処方法の報告に要する費用は、乙及び丙の負担とする。

- 2 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、人件費、旅費交通費及び機材損耗費等業務に伴う諸経費については、無償を基本とする。ただし、乙及び丙の通常の業務を超えた旅費交通費が要する場合は、甲（甲が市町からの要請に基づき乙及び丙に協力を要請したときは市町）と乙及び丙で協議するものとする。
- 3 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、実費相当額（薬剤費、材料費）は、甲（甲が市町からの要請に基づき乙及び丙に協力を要請したときは市町）の負担とする。
- 4 前項の実費相当額は、災害発生直前における通常の単価より算出した額を基準として、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

#### （第三者に対する損害）

第5条 第3条第1項の業務の処理に関し発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、当該業務を処理する乙及び丙の会員が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

#### （派遣される社員等の身分）

第6条 派遣される社員等は、乙及び丙の会員からの依頼により、業務に従事するものとする。ただし、愛媛県知事が災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

#### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙いずれ

からも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証とするため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月28日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市本町七丁目2番地

一般社団法人 愛媛ビルメンテナンス協会

会長 武智 健

丙 愛媛県松山市本町七丁目2番地

愛媛県ビル管理協同組合

理事長 八石 昌明

様式1 (第3条第2項関係)

避難所等建築物の対処方法等報告要請書

平成 年 月 日

一般社団法人

愛媛ビルメンテナンス協会

会長

様

愛媛県ビル管理協同組合

理事長

様

愛媛県知事

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次の施設について被害状況及び対処方法の報告を要請します。

○ 対象施設

施設名	所在地	連絡先

様式2 (第3条第2項関係)

避難所等建築物の応急的措置要請書

平成 年 月 日

一般社団法人

愛媛ビルメンテナンス協会

会長

様

愛媛県ビル管理協同組合

理事長

様

愛媛県知事

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり応急的措置を要請します。

1 要請内容

(1) 避難所等建築物の施設名及び所在地

(2) 避難所等建築物の規模

(3) 清掃・消毒等の要請日

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(4) 要請人員

名

(5) 機材等の要請

① 自動床洗浄機	台	② ウェットバキューム	台
③ ドライバキューム	台	④ 高圧洗浄機	台
⑤ 消毒用機材		⑥ 清掃道具	式

2 清掃に関する連絡先

3 その他

様式3 (第3条第6項関係)

避難所等建築物の対処方法等報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事

様

一般社団法人  
愛媛ビルメンテナンス協会  
会長

〔愛媛県ビル管理協同組合  
理事長〕

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第6項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 施設名

2 被害状況及び対処方法等

場 所	被害状況及び対処方法 (現状、今後の被害拡大の 見通し及び対処方法等)	備 考

3 その他 (添付書類、状況写真等)

様式4（第3条第6項関係）

避難所等建築物の応急的措置完了報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事

様

一般社団法人  
愛媛ビルメンテナンス協会

会長

〔愛媛県ビル管理協同組合

理事長〕

大規模災害時における支援活動に関する協定第3条第6項の規定に基づき、次のとおり報告します。

(応急的措置の実施内容)

- 1 避難所等建築物の施設名及び所在地
- 2 清掃・消毒等の実施日
- 3 支援人員
- 4 内容
- 5 その他（添付書類、業務状況写真等）

# 協 定 書

愛 媛 県

一般社団法人愛媛ビルメンテナンス協会

愛 媛 県 ビ ル 管 理 協 同 組 合

## 12-22 災害時等の連携協力に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社愛媛銀行（以下「乙」という。）は、平常時における地域防災力の向上や地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における救援等において、乙が実施する業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平常時における防災意識の普及啓発活動や災害時における被災者への支援及び救助活動等を行うために必要な業務に関し、甲及び乙が連携協力するために必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 乙が甲と連携協力して実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策サポーター（仮称）等による防災意識の普及啓発活動
- (2) 行員の自主防災組織への加入や防災訓練への参加
- (3) 災害時における情報の共有
- (4) 災害時における被災者への支援
- (5) 災害時における所有施設等の活用
- (6) 災害時における金融活動に関する円滑な対応

（協力の要請等）

第3条 乙は、平常時において、前条第1号及び第2号の業務について甲と連携して取り組むものとする。

- 2 甲は、災害時に必要があると認めたときは、乙に前条第3号から第6号までに規定する業務について協力を要請することができる。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請のあった業務について可能な範囲内において協力するものとする。
- 4 前2項の規定は、乙が自主的な判断に基づき協力することを妨げるものではない。

（経費の負担）

第4条 第2条の活動に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲が別途負担すると認めたものについては、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからもこの協定を解除する旨の意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の条項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年10月21日

愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
甲 愛 媛 県

知 事 中村 時広

愛媛県松山市勝山町2丁目1番地  
乙 株式会社 愛媛銀行

頭 取 本田 元広

(注) 同様の協定を以下の2社と締結している。

会社名	協定締結年月日	協定締結者
株式会社伊予銀行	平成27年10月21日	取締役頭取 大塚 岩男
愛媛県信用農業協同組合連合会	平成27年10月21日	代表理事理事長 関谷 幸男

## 12-23 災害時等の連携協力に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛信用金庫（以下「乙」という。）は、平常時における地域防災力の向上や地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における救援等において、乙が実施する業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平常時における防災意識の普及啓発活動や災害時における被災者への支援及び救助活動等を行うために必要な業務に関し、甲及び乙が連携協力するために必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 乙が甲と連携協力して実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 防災対策サポーター（仮称）等による防災意識の普及啓発活動
- (2) 行員の自主防災組織への加入や防災訓練への参加
- (3) 災害時における情報の共有
- (4) 災害時における被災者への支援
- (5) 災害時における所有施設等の活用
- (6) 災害時における金融活動に関する円滑な対応
- (7) その他この協定の趣旨にふさわしい業務

（協力の要請等）

第3条 乙は、平常時において、前条第1号、第2号及び第7号の業務について甲と連携して取り組むものとする。

2 甲は、災害時に必要があると認めたときは、乙に前条第3号から第7号までに規定する業務について協力を要請することができる。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請のあった業務について可能な範囲内において協力するものとする。

4 前2項の規定は、乙が自主的な判断に基づき協力することを妨げるものではない。

（経費の負担）

第4条 第2条の活動に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。

ただし、甲が別途負担すると認めたものについては、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからもこの協定を解除する旨の意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の条項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月22日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中村 時広

愛媛県松山市二番町四丁目2番地11

乙 愛媛信用金庫

理事長 弓山 慎也

(注) 同様の協定を以下の3金庫と締結している。

会社名	協定締結年月日	協定締結者
宇和島信用金庫	平成29年3月22日	理事長 村尾 明弘
東予信用金庫	平成29年3月22日	理事長 横川 明英
川之江信用金庫	平成29年3月22日	理事長 高原 達也

愛媛県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（別紙1）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

3 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称及び所在地
- (2) 連絡窓口及び連絡方法
- (3) 物資の種類、数量及び提供可能時期
- (4) その他必要な事項

4 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 組合員は、甲の指定する場所に物資を搬送し引き渡すものとし、その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。ただし、組合員による被災地への物資の搬送が困難な場合は、状況に応じて、物資の搬送方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 組合員は、できる限り物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

3 組合員は、搬送終了後、速やかに措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費等の負担及び請求等）

第6条 甲の要請により組合員が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という）は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。

2 前項の経費等については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲が負担する。

- 3 組合員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、30日以内に支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届(別紙3)により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも、同様とする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第9条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲又は乙が別に締結し、又は既に締結している協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係者で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年5月11日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県知事 中村 時 広

乙 大阪市中央区森之宮中央1丁目16番16号  
西日本段ボール工業組合

理 事 長 大 坪 清

別紙1 物資供給要請書（第2条関係）

平成 第 年 月 日

西日本段ボール工業組合  
理事長 様

愛媛県知事



災害時における物資の供給等に係る協力要請について

「災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第4条第3項に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 災害及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする物資の内容等

要請期間	要請物資	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

※注 要請数量は、1日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課

担 当

T E L

F A X

E - m a i l

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

西日本段ボール工業組合  
理事長 印

「災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定」第4条第3項の規定に基づき、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷物資	出荷数量	搬入場所

問い合わせ先

担 当

TEL

FAX

E-mail

別紙3 連絡担当者届 (第7条関係)

連 絡 担 当 者 届

【 愛媛県 】

1 連絡担当者

役職・氏名	
電話番号	— —
携帯電話番号	— —
FAX番号	— —

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話番号	— —	— —
携帯電話番号	— —	— —
FAX番号	— —	— —

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：8：30～17：15
- ・休日：土日祝日、年末年始

【 西日本段ボール工業組合 】

1 連絡担当者

役職・氏名	
電話番号	— —
携帯電話番号	— —
FAX番号	— —

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話番号	— —	— —
携帯電話番号	— —	— —
FAX番号	— —	— —

3 勤務時間及び休日

- ①勤務時間：9：00～17：00
- ②休日：土日祝日、盆、年末年始